も息子が大事にされ、 中国では昔から娘より 何 けを求めてきました。 が生じるたびに、 娘に助

すが、 は、 整弁はありま 特別受益や寄 相続法では、 則均等です。 の相続分は原 **与分という調** 、の相続分は また、 的に決め 各相続人 各相続 日本 国の

著者プロフィール

トハウス総経理。中国事

介護職員養成学校の立

護企業を集めての上海シ

中国

稲

田 一義 ハウス総経

1 に対し、 られているの

に親の世話をさせます。 息子に財産を相続し、

娘

ある家庭では息子の家

事においても息子が優先

させる風習があります

寄りつきもしない兄に取 ぎない」と気づいたそう とってただの世話人にす は親からの要望を聞いて です。どんなに親に尽く いるうちに「自分は親に しても財産は全て実家に 財産も 、娘は親の 51 対する扶養義務を十分履 であっても、 相続法では、

に給与の一部を仕送りさ を建てるために、親は娘

断ろうものなら親不孝者 兄を支援させていま もし娘が仕送りを られてしまう。 悲しみと たと言います。 中国の相続方は次のよ じさと不公平さを感じ

と叱責され、近所からは うな特徴があります。

年も我慢して仕送りを い目で見られるため、 ①被相続人の子供と父母

けていました。 は同じ地位である

なかった場合には、

受け継ぐ事は珍し

中国

として家門を守り財産を 日本でも長男は跡取 被相続人に 法定相続人

あります。

続分が認められることが

息子に渡し された時には、 、させたそうです。 親はその後も何か問題 車と家を購 立退料を って、 続分は相続人が誰かによ ③遺留分はなし 日本では、 相続人の相 悬子

大家から立退きを要求

母にも相続権がある ②被相続人の配偶者の父

1

に扶養義務を多く履行し することもあります。 かったり、減額されたり 相続分が全く認められな

護に大きな影響を与えて く異なっており、在宅介 の相続法は日本とは大き ではありませんが、

祌

親が住んでいた古い家

異なりますが、 中 ている相続人や自活能力

の相続分よりも多くの相 がない相続人には、 均等